

令和3年度事業報告

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

当法人の令和3年度前期の事業執行状況は、次のとおり

1 会議の開催

(1) 理事会及び決議の省略に関する理事会の開催

① 令和3年度第1回理事会

開催日 令和3年5月17日(月)

場 所 石狩商工会館

議 案 報告第1号 理事長及び専務理事の職務執行状況の報告について

報告第2号 理事長の辞任について

議案第1号 令和2年度事業報告について

議案第2号 令和2年度収支決算報告について

議案第3号 令和2年度監査報告について

議案第4号 令和3年度定時評議員会の書面による決議について

② 決議の省略に関する令和3年度第2回理事会

決議があったとみなされた事項の内容

議案第1号 代表理事(理事長)の選任について

決議があったとみなされた日

令和3年6月9日(水)

③ 決議の省略に関する令和3年度第3回理事会

決議があったとみなされた事項の内容

報告第1号 理事長及び専務理事の職務執行状況の報告について

議案第1号 令和3年度前期事業執行状況について

決議があったとみなされた日

令和3年11月9日(火)

④ 決議の省略に関する令和3年度第4回理事会

決議があったとみなされた事項の内容

議案第1号 令和4年度事業計画(案)について

議案第2号 令和4年度収支予算(案)について

議案第3号 事務局長の任用について

決議があったとみなされた日

令和4年3月28日(月)

(2) 決議の省略に関する評議員会の開催

① 決議の省略に関する令和3年度定時評議員会

決議があったとみなされた事項事項の内容

報告第1号 令和2年度事業報告について

議案第1号 令和2年度収支決算報告について

議案第2号 令和2年度監査報告について

議案第3号 理事の補充選任について

決議があったとみなされた日

令和3年6月8日(火)

2 事業の実施状況

市民及び事業所関係者が安心して暮らせる社会を推進するため、防災意識の普及及び防災対応力の向上に資する事業を次のとおり実施した

I 公益目的事業

1 防災意識の普及啓発に関する事業

(1) インターネットを活用した情報提供事業

インターネット(ホームページ)を活用し、救急救命講習や自主防災組織訓練の案内及び協会の事業概要のほか、防火防災に関する情報の提供を行った。

(2) 石狩防災フェスタ2021

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から事業は中止した。

(3) 防火・防災意識啓発事業

実施総回数	1回
-------	----

市内の自主防災組織等が行う各種防災訓練の場を活用するほか、市役所及び支所のロビーなど、不特定多数の人が集まる場所に、防災パネル(火災予防に関する情報、地震・津波・洪水による被害状況等)をはじめ非常用食料品及び非常持ち出し袋等の展示を通し、防災思想の普及啓発を図り、過去の震災の教訓を風化させない取り組みを行う。

① 市役所ロビーにおけるパネル展

9月1日から9月10日までの間、石狩市役所ロビーにおいてパネルの展示を行う予定であったが、緊急事態宣言発令により中止とした。

② 石狩市民図書館ロビーにおけるパネル展(1月6日~1月16日)

石狩市民図書館ロビーにおいてパネルの展示を行うとともに、防災用品の展示コーナーを設けて、家庭で備える非常時備蓄品・持出品等の紹介を行った。

(4) 防災備蓄品管理事業

市内40箇所の避難所に備蓄している非常食や毛布等の防災物品等の備蓄品の更新や点検等を行った。

2 防災対応力の向上に関する各種講習・訓練指導に関する事業

(1) 自主防災組織推進事業

① 自主防災組織訓練等の推進

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から石狩市と協議のうえ、自主防災組織訓練を中止した。

② 自主防災組織の支援

自主防災組織を設立し登録がなされた町内会及び自治会に対して、自主防災活動を推進するために必要な保管庫・資機材等の支援を行う。

・石狩ハマナス町内会及び幌自治会に貸与している防災資機材保管庫の修繕を行った。

③ 石狩市防災マスター活動の推進

市民参加による自主防災組織活動の推進を図るためには、防災まちづくり協会と防災マスターの連携を密にするとともに、これまで以上に防災マスターが活動しやすい環境の整備を進めることが重要であることから次の事業を行った。

ア 石狩市防災マスター登録者の増員

・令和3年度は、北海道が実施する北海道地域防災マスター認定研修会が開催されなかったため、新たな石狩市防災マスターの登録はなかった。

イ 防災マスターの活動機会の確保

・令和3年度は自主防災組織訓練を中止したことから、防災マスターが自主防災組織訓練に参加する機会はなかった。

ウ 防災マスター研修会の支援

・防災マスターは自己研鑽として定期的に研修を行っているが、市職員及び協会職員も参加し連携して訓練を行った。

(2) 1日防災学校の支援

子どもたちの防災意識を高める学習の機会として、授業の一環で防災について学ぶ1日防災学校の支援を行った。

- | | | | |
|---|------------|---------|-------------------|
| ① | 令和3年10月21日 | 石狩中学校 | (生徒50名、防災マスター2名) |
| ② | 令和3年10月23日 | 石狩中学校 | (生徒63名、防災マスター1名) |
| ③ | 令和3年10月23日 | 石狩八幡小学校 | (生徒55名、防災マスター1名) |
| ④ | 令和3年10月26日 | 花川北中学校 | (生徒118名、防災マスター2名) |

(3) 救急救命講習事業

法令等に基づき、救命処置の心肺蘇生法や AED の使用方法及び大出血時の止血方法、気道異物除去などを含めた普通救命講習等を行った。

なお、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置発令期間中は、救急救命講習は中止した。

実施回数	56回	639名
------	-----	------

ア 応急手当講習

・救命入門コース（1回 1.5時間）	19回
・一般救急講習（1回 1時間～1.5時間）	14回
・普通救命講習Ⅰ（1回 3時間）	12回
・普通救命講習Ⅱ（1回 4時間）	1回
・普通救命講習Ⅲ（1回 3時間）	1回
・上級救命講習（1回 8時間）	1回
・上級救命再講習（1回 3時間）	5回

イ 資格講習

・応急手当普及員再講習（1回 3時間）	2回
・応急手当指導員再講習（1回 4時間）	1回

(4) 社会福祉施設等の避難確保計画の作成及び訓練実施の支援

社会福祉施設（児童等が利用する施設）、病院、学校に対して、水防法及び土砂災害防止法の規定により、作成が義務づけられている避難確保計画の作成の支援を行った。

避難確保計画の作成義務施設は市内81施設あるが、令和4年3月31日現在78施設において避難確保計画が作成された。

II 収益等事業

1 防災物品等の斡旋・販売事業

非常用食料品、非常用持出品、消火器、住宅用火災警報器などの防災用品の斡旋販売等を行った。

販売総数	316点
------	------